

第2回VFM評価に関するワーキンググループにおける議論の整理（案）

1. VFMの位置付け

- いくつかの政令指定都市の定めたPFI実施方針には、国が定めたガイドラインにはない先駆的な考えを取り入れたものがあり、これらは、今回のVFM評価の検討を行うにあたり参考となる。
 - 一つは、VFMの評価をPFI事業選定のプロセスの流れの中でとらえ、一種の多段階評価を行っているものである。

具体的には、概算評価（暫定評価）、確定評価（特定事業評価）、確認評価の三つの段階に分けて順次評価を詳細化していくが、その際、各段階ごとにPFIではないルートとの比較を行うこととしているものがある。この場合、VFMの評価をプロセスの流れの中でとらえ、ガイドラインにない導入可能性調査をポジティブに位置付けている。
 - また、初期投資や総事業費等により、一定のスクリーニングを通ったものにつき、評価のプロセスを通す考え方、また、ロングリストからショートリストに絞り込む段階で第三者機関の関与、情報開示を行いながら、判断のプロセスをオープンにしながら行っていく考え方もある。
- いずれにしても、VFMの評価について現行のプロセスのガイドラインに示している考え方と別異のものを示すのであれば、これはプロセスのガイドラインについての議論となる。ここで検討すべきは、VFMの評価の必要条件としてのフィージビリティスタディの位置づけを明確にするといった、いわばプレアプレイザルについて、段階的評価の考え方を前提においた整理を行っていくことであろう。
- このような考え方で整理していく場合、現在行われている多くの導入可能性調査では、予算が十分に付いていないため、指摘のような検討が困難であるという実態に目を向けるべき。この場合、テクニカルアドバイザーにきちっとコミットしてもらうことが必要であり、これらが実現するような予算が付くような強いメッセージを出していくべき。

- さらに、VFMの評価の必要条件として行うフィージビリティスタディの前に、「公共性原則」を充足するか否か、すなわち、そもそも公共事業として行うかどうかの過程をきっちりと踏む必要がある。具体的には、費用対効果分析、あるいは、行政評価上の効果分析を行う必要があり、このプロセスをかませることにより官庁会計において把握し得ない社会的コスト、複式簿記との関係における齟齬が明確になるのではないかと。
- 実務的な整理を行う上でも、その前提として、このような理論的な背景の整理を行う必要がある。このような理論的な背景の整理の提示の仕方としては、今までのガイドラインと違う形で、提示していくべきではないかと。

2. VFMの源泉

- 前回のまとめの「むしろライフサイクル全体を民間にゆだねることが、VFMの源泉の大きな要素ではないかと言える」の具体的な内容を明らかに示していく必要があり、例えば、それが、取引費用、垂直的統合利益、リスクの適正なトランスファー等であることについて、論点のまとめで示していくべき。
- また、今回の議論を踏まえて、現行のガイドラインにつき、具体的な点につき議論を行い、具体的な内容をまとめたアウトプットをまとめるべきではないかと。
- リスクに関し、ガイドラインでも記述が薄く公共側の認識も薄いという現状で、VFMの源泉とも関わる話なので、議論をしておく必要がある。

3. その他

- ハイウェイエージェンシーでは、VFMを高めるようなアプローチの中で、リスクワークショップをやって、リスクを明確化し、その結果VFMが高まっていくという考え方をとっている。VFMを高める過程が重要。
- 本日の議論について、新たな枠組みを作成しても、それにインプットされる情報の整理については、予算が十分に付いていないため困難との議論があったが、例えば、地方公共団体の会計のあり方も現状のままではなく、今後変

わっていきこともあり得るのであり、今後、このような státus quó（現状）
が変わっていくことも含みに置いた上で、最低限の枠組みを示していくこと
は必要ではないか。